○×でわかる！

医学生・医療従事者のための

著作権の基礎知識

みなさんがたずさわる医学の世界は，多くの先人の業績のうえに，新たな成果が日進月歩で蓄積され，絶え間なく発展を続けています．そこでは，他人の業績に常に敬意を払いながら，みずからも積極的に発信することが求められます．このように，誰もが常に情報の受け手となり，また送り手ともなる医学の世界では，論文それ自体はもとより，そこに含まれる文章，図表，写真等に発生する著作権を常に意識し，ルールを守って利用する必要があります．

このパンフレットは，医学生や医療従事者がぜひ知っておきたい著作権の基礎知識を，○×クイズを通して，簡単に身につけられるように，法律家のアドバイスを受けながら作りました．他人の著作物を使う前に，少し立ち止まって著作権のことを考える…そんなきっかけにしていただければ幸いです．

特定非営利活動法人
日本医学図書館協会（JMLA）

JMPA 一般社団法人 日本医書出版協会

■出版社からみなさんへ■

「この文献をコピーしたい」，「この図版を転載したい」，「患者さんに本のコピーを渡したい」…．教育，研究，臨床などさまざまな場面で，著作物を積極的に活用したいと思われる方が多いと思います．そんなときには，ぜひ出版社や JCOPY（出版者著作権管理機構 https://jcopy.or.jp/）に問い合わせてみてください．著作権法を自己流に解釈することは，知らず知らずのうちに違法行為に手を染めることに繋がりかねません．みなさんが正しく著作物を利用できるよう，日本医書出版協会はこれからも積極的に情報を提供して参ります．

■図書館からみなさんへ■

大学や医療機関で利用する出版物やインターネット上の情報は，事実やデータなどを除き，ほぼすべてが著作権で保護された著作物です．また，みなさんが書かれる学術論文はもちろん著作物ですし，メモやレポート，メールやブログもほとんどが著作物です．便利なデジタル情報が大量に提供され，簡単に加工・再利用できることから，気付かぬままに著作権を侵害するケースも多いと思われます．昨今の著作権法改正では，このような権利侵害に対する厳罰化が進んでいます．インターネット上の画像やテキストを含め，著作物の利用にあたり，権利侵害ではないかと不安をお持ちでしたら，トラブルを未然に防ぐためにも，ご所属の図書館員にご相談ください．みなさんの問題解決を支援いたします．

■もっと知りたい方へ■

公益社団法人 著作権情報センター（CRIC）
https://www.cric.or.jp/
著作権の基本を分かりやすく学ぶことができます．

一般社団法人 日本医書出版協会（JMPA）―「著作権について」
https://www.medbooks.or.jp/copyright/
文献のコピー，引用・転載，「自炊」についての考え方等をまとめてあります．

2021年 8 月発行 ©JMLA&JMPA, 2021

著作権○×クイズ

いずれのケースも著作権者の許諾を得ていません．
2021年4月1日現在施行されているわが国の著作権法に基づいています．
適法なら「○」，違法・要注意なら「×」と回答してください．

Q1 勤務医です．医局が手狭になったので書棚にある医療文献を**すべて電子化**しました．

Q2 多数の医学文献を誰でも自由に使えるウェブサイトを見つけました．無許諾でアップされているようですが，医学書を買わなくて済み，また便利なので，**日常的に必要な部分をPCやタブレット，スマートフォンなどに保存**して，私個人で利用しています．

Q3 医学部の学生です．自分が所有する教科書をサークル内で利用してもらうため，裁断し，スキャンして電子化し，**データをメンバー全員**で共有しました．

Q4 医学部の学生です．友人に借りた書籍に付属していたDVDの動画が，非常に参考になったので，**リッピングソフトで暗号解除**し，自分のパソコンにデータを保存しました．

Q5 大学の教員です．**授業で**雑誌記事を参考資料としてコピーし，配布しました．

Q6 大学の事務員です．**本学を紹介する記事**が医学系の雑誌に掲載されたので，その記事のページを**コピー**して，学校説明会の資料として，参加した学生や保護者に配布しました．

答　え

A1

著作権法 30 条 1 項では「私的使用」のための複製には著作権者の許諾が必要ない旨規定されていますが，業務に使用する文献を，複数の勤務医が所属する「医局」という場で利用するために電子化（複製）することは，「私的使用」とは認められない可能性があります．

A2

違法にアップロードされた医学論文等の著作物を違法だと知りながら，繰り返して受信し，PC 等に保存して利用していると，私的に使用するだけであっても、逮捕起訴され刑事罰が科されることがあります（著作権法 119 条 3 項 2 号）．

著作物を無許諾でインターネット上にアップロードすることは従前より原則として違法でしたが，「漫画村」など著作物をインターネット上で無断公開する海賊版サイトが後を絶たないことから，令和 2 年著作権法改正により，そのようなサイト運営行為等自体が違法となり，刑事上処罰の対象となります（著作権法 119 条 2 項 4 号，5 号等）．また，権利者による告訴が不要（著作権法 123 条 2 項）な非親告罪が適用される場合もあります．インターネット上に著作物を無断で公開することは，厳に慎んでください．

A3

著作権法 30 条 1 項の「私的使用」と認められるには，「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする」ことが求められます．サークルの人数，活動内容によっては「限られた範囲内」を逸脱するケースも多いため，特に注意が必要です．

A4

リッピングソフトを用いて DVD の暗号を解除し，内容を複製することは，「私的使用」目的であっても，無許諾では行えません（著作権法 30 条 1 項 2 号）．なお，暗号技術など，「技術的保護手段」が施されていない DVD であれば，「私的使用」目的での複製を行うことができます．

A5

1クラス単位での授業の課程で使用するために，著作物を必要と認められる限度において複製することは認められています（著作権法 35 条 1 項）．

また教育機関設置者が補償金を「一般社団法人 SARTRAS」に支払うことで前述の範囲で電子複製して利用（公衆送信）することが認められています（著作権法 35 条 2 項）．

※補償金を支払うことで授業目的に著作物を複製利用する場合は「一般社団法人 SARTRAS」https://sartras.or.jp/unyoshishin/ に掲載の「改正著作権法第 35 条運用指針」を参照して下さい．

A6

たとえ自分の大学についての記事であっても著作権者に無断でコピーすることはできません．このような場合は，多くの医学系の商業出版社が複製利用等についての管理を委託している JCOPY（出版者著作権管理機構 https://jcopy.or.jp/）に相談してください．JCOPY 委託出版物かどうかは，同機構の Web サイトで確認できます．

著作権って何？

■どんな権利なの？

著作権は，複製権，上映権，公衆送信権（送信可能化権を含む），譲渡権，貸与権など，複数の権利により構成されます（著作権法 21 条～28 条）．これらはコピーをする権利，スクリーンなどに映写する権利，インターネットにアップロードする権利，販売する権利，レンタルする権利，などとも言い換えられますが，原則的に，権利者に無断でこのようなことを行ってはいけません．

■著作権で保護されるものは？

文章，講演，図版，表，写真，スライド，動画やプログラムなど，医学の文献や学会発表等に係わるものは，事実やデータそれ自体を除き，創作性が認められる限り，ほぼすべてが「著作物」であり，著作権で保護されています．他にも音楽，振付，絵画，漫画，建築等，およそ人間によって創作的に表現されたものは，ほとんどが「著作物」です．

■著作権の制限って？

著作権による保護と著作物の利用とのバランスを図るため，著作権を制限する規定も著作権法には設けられています（同 30 条～ 47 条の 7）．たとえば「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること」つまり，「私的使用」目的であれば，原則として権利者に無断で複製をすることができます（同 30 条）．また，論文等を執筆する際には「公正な慣行に合致」し，かつ「引用の目的上正当な範囲内で行われる」場合は，権利者に断りなく著作物を「引用」することもできます（同 32 条）．ただし，制限規定は，権利者の利益を侵さないよう，厳格に解釈すべきものであることには，注意が必要です．